

# スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙  
2007年8月9日(木)  
第26号  
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

## 区交渉報告

### 休憩時間、休憩時間の見直しについて(提案)

8月8日、第25回(小委員会)交渉において、休憩時間、休憩時間の見直しについて総務部長より提案がされました。

これは、現在、勤務時間4時間毎に15分ずつ取得している休憩時間を廃止とし、併せて休憩時間を現行の45分から60分に延長するとのものです。このことにより勤務の拘束時間が15分延びることとなり、B勤の退庁時間は16時40分となります。

当局は提案理由として、国、都などの動向や、もともと労基法では休憩時間を定めていないこと、勤務時間を15分延長することに伴っての区民サービスの向上などを挙げています。

↓提案文書

小委員会交渉  
平成19年8月8日

#### 休憩時間・休憩時間の見直しについて(提案)

#### 1 提案内容

- (1) 休憩時間を廃止する。
- (2) 休憩時間は、60分とする。そのため、勤務時間を15分延長する。
- (3) 育児、介護等の事情のある職員の休憩時間は、特例的に45分を可能とする。

#### 2 提案理由

- (1) 休憩時間は、労基法に基づくものではなく、国家公務員に倣って制度化されたものであり、国の見直しに準じ、早期の廃止が必要であるため。

- (2) 職員が十分な昼食や休憩をとり、公務能率の向上に期するため、休憩時間は基本的に、60分を確保すべきと考えられるため。

#### 3 実施時期

平成20年4月1日から実施する。

### 当日の主なやりとり

#### ● 当局の主張

- ・ 昨年、国家公務員の休憩時間が廃止、60分の休憩を基本とする見直しを行った。また、都においても来年1月からの見直しで決着した。
- ・ 勤務時間が15分延長となることから、窓口開設時間がその分延長され、区民サービスの向上に繋がる。
- ・ そもそも休憩時間は労働基準法に定められていない。
- ・ 休憩時間を60分とすることにより、職員が十分な昼食や休憩をとり、公務能率の向上に期するため。

#### ● 支部の主張

- ・ 勤務の拘束時間を15分延長することは、昨今の勤務時間短縮の流れに逆行した事実の勤務時間の延長である。
- ・ 労働基準法はあくまでも“最低基準”であって、これより良い労働条件を設けることを禁ずるものではない。
- ・ 都における1日の労働時間の平均は7時間33分との調査結果があり、休憩時間の廃止を提案するのであるならば、勤務時間の短縮を含む労働条件の改善に向けた協議をまずすべき。
- ・ 住民サービスの向上というが、労働者にとっては労働時間の長時間化と時間外賃金の減少という直接的な不利益が生じることとなる。

休憩時間の廃止、休憩時間の見直しは重要な労働条件の変更であり、

我々の勤務条件に大きく影響するものです。今後は、清掃職場の実態を踏

まえながら積極的に協議を重ね、45分休憩の確保、拘束時間の現状維持

を勝ち取るため全力で闘いを進めていきます。